

自己点検評価書(通信教育部)

領域 1：教職課程の理念・目的

1. 教員養成に対する理念・構想が明確になっていること。

1-1 大学の教員養成に対する理念・構想

大学の教員養成理念は以下のとおりである。

建学の精神である「人間教育」に共感して進学し、「他者のため、社会のために役に立ちたい」という学生の精神性は、本学特有の学風を形成している。この精神性（エートス）を子どもの幸福のための教育に尽力したいという教育的情熱に昇華し、逞しい人間力と結びつけて、これを本学の教員養成の基盤に据えている。

本学の教員養成は、利他の精神にあふれた逞しい人間力と教育的情熱を土台に、それをさらに教職の専門性へと磨き上げることを目指している。理想の教師像として素描すれば教科の専門知識とその指導、児童・生徒理解、さらに国際理解・広い視野など教職に不可欠の資質・能力を培うことを自らの役割と自覚し、不断にその向上・発達を志向する教員である。

1-2 経済学部経済学科の教員養成に対する理念・構想

経済学部経済学科の教員養成に対する理念・構想は以下の通りである。

創価大学経済学部では、以下の教育目標を掲げている。

- 1.体系的な経済学教育を通して、問題発見・解決能力と論理的思考力を備えた人材を育成する。
- 2.英語による経済学教育を通して、グローバル社会で役立つコミュニケーション力を備えた人材を育成する。
- 3.人間主義に基づく経済学教育を通して、世界の平和と人類の幸福に貢献する人間力を備えた人材を育成する。

この教育目標に基づき、経済学部では、問題発見・解決能力と論理的思考力に裏打ちされた豊かなコミュニケーション力もち、社会に貢献する創造的思考力・人間力を備えた教員を育成することをめざす。

1. 問題発見・解決能力と論理的思考力を備えた教員の養成

中学校・高等学校の教育現場では、知識・技能の習得とともに、自ら問題を発見し探求を行う教育が求められている。創価大学経済学部では、必修科目「ミクロ経済学」「マクロ経済学」で経済理論の基礎を学び、その後、中級、上級レベルのミクロ経済学、マクロ経済学、さらには応用経済学の諸科目を履修し、経済学を用いた社会分析の具体的手法を学ぶ。こうした学習を通して、教員として必要な、複眼的視点からの問題発見・解決能力と論理的思考力を養う。

2. 豊かなコミュニケーション力を備えた教員の養成

中学校・高等学校の教育現場では、「生きる力」の基本となるコミュニケーション力を育成することが求められている。また、教員自身に、多様なバックグラウンドを持つ生徒・保護者と信頼関係を築くコミュニケーション力が必要なことはいうまでもない。創価大学経済学部では、社会・経済問題について、日本語や英語を用いて、他者の考えを正確に理解し、自らの考えを明確に伝えることができるようになるために、まず、必修科目「学術文章作法」（共通科目）、英語で、言語表現力の基礎を学ぶ。また、世界の多様性、および経済問題・社会問題の多面性を理解し、適切な議論を行うことができるようになるために、必修科目「演習 I, II, III」で、具体的な経済問題を、ディスカッションを通して学び、教員として必要な、コミュニケーション力や討議推進力を養う。

3. 創造的思考力・人間力のある教員を育成

中学校・高等学校の教育現場では、思考力・判断力・表現力等を育成することが求められている。創価大学経済学部では、社会の発展、人びとの幸福への方途を、社会科学的手法を用いて提案することができるようになるために、必修科目「演習 I, II, III」で個人やグループでのリサーチを通して、経済社会問題に取り組む。また、「演習 IV」「卒業論文研究」では、個人で課題を設定して、経済学を用いて、その解決策を提示し、教員として必要な創造的思考力を養う。

1-3 法学部法律学科の教員養成に対する理念・構想

法学部法律学科の教員養成に対する理念・構想は次の通りである。

法学部は、本学の教員養成の理念にもとづき、本学特有の学風である「他者のため、社会のために役立ちたい」という学生の精神性を尊重し、その精神性を具体的な教育実践に結びつけ、教育の場において建学の精神である「人間教育」を実現できる教員の養成を目指している。

この利他の精神を基礎とした人間力と教育的情熱と共に、社会に対する十分な専門的知識と生徒を指導する能力とを有する教員を養成することはもちろんであるが、これに加えて、教育に関わるあらゆる場において人権を守る意識を持ち、教育・指導の過程において様々な問題に直面したとき、自身の能力によるだけでなく、周囲と協力しながら課題を解決する能力を備えた教員を養成することが本学部の目的である。

1-4 児童教育学科の教員養成に対する理念・構想

児童教育学科の教員養成理念は以下のとおりである。

開放制の教員養成制度の下では、各大学の特色を生かした個性ある教師教育が求められる。とりわけ私立大学においては、各大学の建学の精神に基づく独自色豊かな教員養成を行うことにその意義を見出すことができる。教育学部児童教育学科は、本学の建学の精神の一つである「人間教育の最高学府たれ」との言葉に見られるように、豊かな人間性を重んじる「人間主義教育」を基本に置いている。それは幼児・児童それぞれが本来持っている力を最大限に信頼し、活かそうとする教育であり、いかなる場面においても子どもの幸福を最大の価値とみなす教育である。そのためには、社会的目的を達成するための手段として教育を利用し、目的・手段のために教育を従属させるというあり方を排除し、子どもたちの人間性の開花を目指す教育そのものを最大の目的とする価値観に立つ必要がある。このような

理念の下、児童教育学科では以下の点に留意して基礎能力と現場対応力の両面を重視する教員養成を行っている。

1. 人間主義に立脚した教育学、心理学の理論の修得

「人間とはどのような存在であるか」「教育とはどのような営為であるか」という根本的問いかけは、教育者を指すものにとって重要である。そのような背景なしに教育を振りかざせば、それは危険な暴力にもなりかねない。児童教育学科では、様々な教育学、心理学の理論を学びながら、哲学的、社会学的、歴史学的考察を加えつつ、人間主義に立脚した教育理論を体得する。

2. 現場に密着した子ども観の育成

「人間主義教育」といっても、理念だけでは空回りしてしまう。しかしながら、何も準備せず現場に出るだけでは実践力に結びつかない。児童教育学科では、まず学校における多くの問題について、正しくとらえ理論的に分析する力を養った上で、学校現場に触れる。このような経験を通じ、正しい視点で教育現場の現実を正しく認識し、自らの目で見、体で体験した上で子どもたちを理解することができるようになる。

3. 学問の正確な理解に根ざした授業実践力

教師の授業力が問われているが、正確な学問理解なくしてよい授業を行うことはありえない。小学校教員といえども専門性が問われる時代である。免許法の上ではいくつかの教科を学ぶだけで教員免許を取得できることになっているが、児童教育学科では、小学校の全教科にわたり、学問内容を扱う授業を履修するだけでなく、どれか一つの教科について集中して学習することにより、得意教科を作ることができるようにしている。

領域2：教職課程カリキュラム

1. 教員養成理念に応じて、これを具現化するために、教職課程の充実が検討されていること。教員養成理念に応じてカリキュラムが検討されていること。

今後は、各学部学科が策定した教員養成理念に基づき通信教育部教員養成カリキュラム検討委員会（以下：カリキュラム検討委員会）で、検討を行う。

2. 教職課程カリキュラムにおいて、学年ごとの到達目標が明確になっていること。

経済学部経済学科の学年ごとの到達目標は以下の通り。

(1)中学校、社会

1年次では、経済現象に関する基礎知識を習得し、経済のしくみを解明するための基本的な方法を体得する。まず、経済学を用いて、社会現象を複眼的視点から論理的に理解・分析することができるようになるために、「ミクロ経済学」で、経済理論の基礎を学ぶ。また、日本・世界の経済・社会に関する知識を持ち、活用することができるようになるために、必修科目「経済と歴史」で歴史的アプローチを学ぶ。

2年次では、経済現象に関する基礎知識をもとに、より実践的な社会分析を行うために、基礎的なスキルを習得する。まず、経済学を用いて社会現象を複眼的視点から論理的に理解・分析する力をさらに高めるために、「マクロ経済学」で、経済理論の基礎を学ぶ。また「簿記原理」で簿記会計の基礎を学び、さらに「基礎統計学」で社会現象を統計的に分析するためのトレーニングを行う。

3年次では、変化が著しい現代社会に対応できる中学校社会を実践するために、経済学の専門性を高め、経営学的視点を獲得する段階に入る。「財政学」「国際経済論」「開発と貧困の経済学」「日本経済史」などを履修し、日本・世界の経済・社会に関するより高度な知識を学び、それをもとに自ら課題を設定する力を養う。また、「経営学原理」「会計学」を学び、経済社会を企業の視点から考察する経営学的思考を学ぶ。

4年次では、経済学の専門性をさらに高める段階に入る。「金融論」「日本経済論」「農業経済論」を履修し、現代日本が直面する経済問題を具体的に考察する。また、「日本経済史」「経済学史」などを学んで、経済社会を歴史的視点から学ぶ視点を身につける。さらに、教職実践演習で、教育職に就くための資質能力が学生自身の内面に形成されたかどうかを確認し、知識力・教育技能を定着させる。教育実習の経験を踏まえて、役割演技（ロールプレイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業の水準を向上させる。

(2)高等学校、地理歴史

1年次では、経済現象に関する基礎知識を習得し、経済のしくみを解明するための基本的な方法を体得する。まず、経済学を用いて、社会現象を複眼的視点から論理的に理解・分析することができるようになるために、「ミクロ経済学」で、経済理論の基礎を学ぶ。また、日本・世界の経済・社会に関する知識を持ち、活用することができるようになるために、必修科目「経済と歴史」で歴史のアプローチを学ぶ。

2年次では、経済現象に関する基礎知識をもとに、より実践的な社会分析を行うために、基礎的なスキルを習得する。まず、経済学を用いて社会現象を複眼的視点から論理的に理解・分析する力をさらに高めるために、「マクロ経済学」で、経済理論の基礎を学ぶ。また「簿記原理」で簿記会計の基礎を学び、さらに「基礎統計学」で社会現象を統計的に分析するためのトレーニングを行う。

3年次では、変化が著しい現代社会に対応できる高等学校地理歴史を実践するために、経済学の専門性を高め、経営学的視点を獲得する段階に入る。「財政学」「国際経済論」「開発と貧困の経済学」「日本経済史」などを履修し、日本・世界の経済・社会に関するより高度な知識を学び、それをもとに自ら課題を設定する力を養う。また、「経営学原理」「会計学」を学び、経済社会をを企業の視点から考察する経営学的思考を学ぶ。

4年次では、経済学の専門性をさらに高める段階に入る。「金融論」「日本経済論」「農業経済論」を履修し、現代日本が直面する経済問題を具体的に考察する。また、「日本経済史」「経済学史」などを学んで、経済社会を歴史的視点から学ぶ視点を身につける。さらに、教職実践演習で、教育職に就くための資質能力が学生自身の内面に形成されたかどうかを確認し、知識力・教育技能を定着させる。教育実習の経験を踏まえて、役割演技（ロールプレイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業の水準を向上させる。

(3)高等学校、公民

1年次では、経済現象に関する基礎知識を習得し、経済のしくみを解明するための基本的な方法を体得する。まず、経済学を用いて、社会現象を複眼的視点から論理的に理解・分析することができるようになるために、「ミクロ経済学」で、経済理論の基礎を学ぶ。また、日本・世界の経済・社会に関する知識を持ち、活用することができるようになるために、必修科目「経済と歴史」で歴史のアプローチを学ぶ。

2年次では、経済現象に関する基礎知識をもとに、より実践的な社会分析を行うために、基礎的

なスキルを習得する。まず、経済学を用いて社会現象を複眼的視点から論理的に理解・分析する力をさらに高めるために、「マクロ経済学」で、経済理論の基礎を学ぶ。また「簿記原理」で簿記会計の基礎を学び、さらに「基礎統計学」で社会現象を統計的に分析するためのトレーニングを行う。

3年次では、変化が著しい現代社会に対応できる高等学校公民を実践するために、経済学の専門性を高め、経営学的視点を獲得する段階に入る。「財政学」「国際経済論」「開発と貧困の経済学」「日本経済史」などを履修し、日本・世界の経済・社会に関するより高度な知識を学び、それをもとに自ら課題を設定する力を養う。また、「経営学原理」「会計学」を学び、経済社会を企業の視点から考察する経営学的思考を学ぶ。

4年次では、経済学の専門性をさらに高める段階に入る。「金融論」「日本経済論」「農業経済論」を履修し、現代日本が直面する経済問題を具体的に考察する。また、「日本経済史」「経済学史」などを学んで、経済社会を歴史的視点から学ぶ視点を身につける。さらに、教職実践演習で、教育職に就くための資質能力が学生自身の内面に形成されたかどうかを確認し、知識力・教育技能を定着させる。教育実習の経験を踏まえて、役割演技（ロールプレイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業の水準を向上させる。

法学部法律学科の学年ごとの到達目標は以下の通りである。

(1)中学校、社会

(ア) 1年次到達目標

利他の精神を基礎とした人間教育を実践する教育者となるために必要な知識基盤の形成を目標とする。具体的には、教科「社会」に関する科目である「日本史及び外国史」「地理学」「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学」に関わる基礎的知識の修得を目標とする。

(イ) 2年次到達目標

社会に対する十分な専門的知識をもつ教育者となるために必要な教科に関する科目の基礎を修得すると同時に、当該科目の教育実践力を養うことを目標とする。具体的には1年次で修得した教科「社会」に関わる科目を基礎として、「日本史」「外国史」「地理学」「法律学」「政治学」「社会学」「経済学」「哲学」「倫理学」「宗教学」のそれぞれの科目に関する専門的な知識を修得し、これらの科目の教育指導ができるようになることを目標とする。

(ウ) 3年次到達目標

2年次で修得した基礎的専門知識を基盤としてさらに高度な専門知識を修得し、教育現場において専門科目の教育指導ができるようになることを目標とする。具体的には、教科「社会」に関わる科目として「日本史及び外国史」「地理学」「法律学、政治学」「社会学、経済学」の専門知識を深く掘り下げて理解し、専門の教育者として適切な教育指導ができる力を養うことを目標とする。

(エ) 4年次到達目標

3年間で培った教科「社会」に関わる科目の専門的知識とあわせて、教育基本法の掲げる教育の目的を理解したうえで、人間教育を実践する教育者として必要な人間力・教育実践力を獲得することを目標とする。具体的には教育実習における教育実践経験などを踏まえて、「日本史及び外国史」「地理学」「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学」に関わる専門知識を実

実践指導できる力を獲得することを目標とする。

(2)高等学校、地理歴史

(オ) 1年次到達目標

利他の精神を基礎とした人間教育を実践する教育者となるために必要な知識基盤の形成を目標とする。具体的には、教科「地理歴史」に関する科目である「日本史」「外国史」「人文地理学及び自然地理学」に関わる基礎的知識の修得を目標とする。

(カ) 2年次到達目標

社会に対する十分な専門的知識をもつ教育者となるために必要な教科に関する科目の基礎を修得すると同時に、当該科目の教育実践力を養うことを目標とする。具体的には1年次で修得した教科「地理歴史」に関わる科目の基礎に立って「日本史」「外国史」「地理学」のそれぞれの科目に関する専門的な知識を獲得し、これらの科目の教育指導ができるようになることを目標とする。

(キ) 3年次到達目標

2年次で修得した基礎的専門知識を基盤としてさらに高度な専門知識を修得し、教育現場において専門科目の教育指導ができるようになることを目標とする。具体的には、教科「地理歴史」に関わる科目として「外国史」「人文地理学」「自然地理学」「地誌」の専門知識を深く掘り下げて理解し、専門の教育者として適切な教育指導ができる力を養うことを目標とする。

(ク) 4年次到達目標

3年間で培った教科「地理歴史」に関わる科目の専門的知識とあわせて、教育基本法の掲げる教育の目的を理解したうえで、人間教育を実践する教育者として必要な人間力・教育実践力を獲得することを目標とする。具体的には教育実習における教育実践経験などを踏まえて、「日本史」「外国史」「人文地理学及び自然地理学」「地誌」に関わる専門知識を実践指導できる力を獲得することを目標とする。

(3)高等学校、公民

(ケ) 1年次到達目標

利他の精神を基礎とした人間教育を実践する教育者となるために必要な知識基盤の形成を目標とする。具体的には、教科「公民」に関する科目である「法律学(国際法を含む)」「社会学、経済学」「心理学」に関わる基礎的知識の修得を目標とする。

(コ) 2年次到達目標

社会に対する十分な専門的知識をもつ教育者となるために必要な教科に関する科目の基礎を修得すると同時に、当該科目の教育実践力を養うことを目標とする。具体的には1年次で修得した教科「公民」に関わる科目の基礎に立って「政治学(国際政治を含む)」「経済学」「哲学」「倫理学」「宗教学」のそれぞれの科目に関する専門的な知識を獲得し、これらの科目の教育指導ができるようになることを目標とする。

(サ) 3年次到達目標

2年次で修得した基礎的専門知識を基盤としてさらに高度な専門知識を修得し、教育現場において専門科目の教育指導ができるようになることを目標とする。具体的には、教科「公民」に関わる科目として「法律学」「経済学」の専門知識を深く掘り下げて理解し、専門の教育者として適切な教育指導ができる力を養うことを目標とする。

(シ) 4年次到達目標

3年間で培った教科「公民」に関わる科目の専門的知識とあわせて、教育基本法の掲げる教育の目

的を理解したうえで、人間教育を実践する教育者として必要な人間力・教育実践力を獲得することを目標とする。具体的には教育実習における教育実践経験などを踏まえて、「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学、心理学」に関わる専門知識を実践指導できる力を獲得することを目標とする。

教育学部児童教育学科の学年ごとの到達目標は以下の通りである。

【小学校免許課程の学年ごとの到達目標】

1年次では、大学における学修の基礎となる科目に加え、人間主義教育を体現する小学校教員を目指す上で必要な基盤的知識を修得することを目標とする。具体的には、まず大学科目や言語科目を含む共通科目のほか、「初等教育原理」「心理学概論」で教育学及び心理学の基本を学び、また「教職概論」で学校教育における教職員の役割について知る。さらに「国語概論」「理科概論」等の科目により、各教科の学問的基礎を学び、教員になるための基本的知識を身につけることを目指す。

2年次では、初等教育教員が実際に小学校の現場で教えるために必須となる知識・能力を修得することを目標とする。具体的には、「社会科教育」「算数科教育」等の科目により教科に関する実践的な教授法を学び、また「教育心理学」「教育行財政学」等の科目により、子どもたちの心や学校の役割について学問や法律に基づいて理論的に知ることにより、教員になるために必要な現実に即した知識・能力を身につける。さらに「学校インターンシップ」により、早い段階で教育現場を体感することを目指す。

3年次では、より深く児童を理解し、幅広い知識を持つ優れた人間主義の小学校教員になるための知識・能力を修得することを目標とする。具体的には、「発達心理学」「教育カウンセリング」等により子どもたちの成長を知り、その心に寄り添う方法を学ぶ。また「特別支援教育」や「情報教育論」等を選択することで、教員としてのより専門的な力を身につけることを目指す。新しい時代に合わせ、「小学校の英語教育」も用意している。

4年次では、これまでに身につけた知識・能力を活用し、実践的演習を通じて小学校教員としての現場対応力を身につけるとともに、人間主義教育を体現する小学校教員を目指す意欲を新たにすることを目標とする。具体的には、小学校における数週間にわたる「教育実習」により、現実に子どもたちに学問を教え、さまざまな生活指導を行う教員生活を体験することにより実践的な力を身につけ、最後に「教職実践演習」を通してこれまでの学修を振り返り、教職への準備を完了することを目指す。

【幼稚園免許課程の学年ごとの到達目標】

1年次では、大学における学修の基礎となる科目に加え、人間主義教育を体現する幼稚園教員を目指す上で必要な基盤的知識を修得することを目標とする。具体的には、まず大学科目や言語科目を含む共通科目のほか、「初等教育原理」「心理学概論」で教育学及び心理学の基本を学び、また「教職概論」で学校教育における教職員の役割について知る。さらに国語、算数、音楽、図工、体育といった、幼稚園と小学校に共通する内容を持つ教科について、学問的基礎を学び、教員になるための基本的知識を身につけることを目指す。

2年次では、実際に幼稚園で教えるために必須となる知識・能力を修得することを目標とする。具体的には、「保育内容総論」や「保育内容」各領域、「幼児理解と教育相談」により幼稚園教育の各分野における指導内容を学び、さらに「教育心理学」「教育行財政学」等の科目により、子どもたちの心や学校の役割について学問や法律に基づいて理論的に知ることにより、幼稚園教員になるために必要な現

実に即した知識・能力を身につけることを目指す。幼稚園の「学校インターンシップ」も用意している。

3年次では、より深く幼児を理解し、幅広い知識を持つ人間主義の優れた幼稚園教員になるための知識・能力を修得することを目標とする。具体的には、「発達心理学」「教育カウンセリング」等により子どもたちの成長を知り、その心に寄り添う方法を学ぶ。また「幼児教育総合演習」によって、幼稚園教員としての総合的な力を身につける。さらに「特別支援教育」や「教育評価」等を選択することで、教員としてのより専門的な知識を得ることを目指す。

4年次では、これまでに身につけた知識・能力を活用し、実践的演習を通じて幼稚園教員としての現場対応力を身につけるとともに、人間主義教育を体現する幼稚園教員を目指す意欲を新たにすることを目標とする。具体的には、幼稚園における数週間にわたる「教育実習」により、現実に幼児と触れ合い、さまざまな活動を通してその成長を促す教員生活を体験することにより実践的な力を身につけ、最後に「教職実践演習」を通してこれまでの学修を振り返り、教職への準備を完了することを旨とする。

3. 「教科に関する科目」（学科の専門科目）の必修科目において、教育職員免許法施行規則第4条及び第5条第1項表に定める科目において一般的包括的な内容が含まれているかをシラバスで確認していること。「教職に関する科目」が教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているかをシラバスで確認していること。「各教科の指導法」は学習指導要領をテキストとして使用していることをシラバスで確認していること。

「教科に関する科目」の必修科目について、教育職員免許法施行規則第4条及び第5条第1項表に定める科目において一般的包括的な内容が含まれているかを、シラバス及びカリキュラム検討委員会で確認している。

「教職に関する科目」が教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているかをシラバス及びカリキュラム検討委員会で確認している。

「各教科の指導法」は学習指導要領をテキストとして使用していることをシラバス及びカリキュラム検討委員会で確認している。

現状では、シラバスの入力画面にチェックする項目が表示されるようになっており、今後は、シラバスの確認を行うための「シラバス確認チェック表」を作成し、シラバスとチェック表の二重で確認できるようにする。またカリキュラム検討委員会でこのチェック表に基づき審議の上承認を得て、教職課程運営委員会に報告を行うこととする。またこの「シラバスチェック確認表」を用いて、書面として記録を残しておく。

4. 「教職に関する科目」は幼稚園・小学校課程と中学校・高等学校課程それぞれに開設されていること（1科目ですべての課程共通での開設とはなっていないこと）。

科目のチェックを行ったところ、課題がある科目は以下の通り。これらの科目について、このような開設状況でよいかどうかを確認・検討を進めていく。

○教職概論

児童教育学科と中高教職課程でシラバスの内容を分けているが、スクーリングは「児教（小）」と、中高を同じクラスで開講している（幼稚園は別クラスとしている）。今後はスクーリングを「児教（小）」と

「中高」は分けて開講する。「中高」は受講者が少ない(年間20～30名)ので、スクーリング開催時期を限定して開講する(地方・夏期のみ等)ことも検討する。

○教職実践演習

教職実践演習は、「中高用」と「幼少用」に分けて開講する必要がある。さらに指摘のある点として「教科に関する科目、教職に関する科目の担当教員は誰か」ということであり、教職実践演習は「教科に関する科目」「教職に関する科目」の担当教員が共同して開催することが必要な科目であり、教科専門科目の担当教員が2時間程度授業を担当するようにしたほうが望ましい。このようなことから教職実践演習では、

①「中高用」と「幼小用」に分けて開講する

②小学校は国語・社会・数学・理科の担当教員を、中高は社会(地歴・公民)の担当教員が90分×2回程度担当することで検討する

教職実践演習のシラバスは、学部案に基づき作成を行う。

また、「教科に関する科目」担当教員の該当コマについては、レポート学習で対応できないかについても検討を行う。

「中高」は受講者が少ない(年間20～30名)ので、「教職概論」「教育行財政学」と同様にスクーリング開催時期を限定して開講する(地方のみ等)ことも検討する。

5. 「教職に関する科目」の担当教員(非常勤含む)の教育研究業績を確認していること。

課程認定申請後、文部科学省から求められる教育研究業績の水準に概ね達している。今後、継続的にカリキュラム検討委員会で確認作業を進めていきたい。

6. 教育実習の事前・事後指導が適切に実施されていること。

教育実習の事前指導は適切に実施されている。事後指導は教育実習終了後のレポート提出にとどまっているため、事後指導の時期・内容については、更なる充実を期して通信教育部教職専任講師(以下:通教教職専任講師)で検討する。

7. 教育実習の訪問指導は、すべての学生に実施していること。学生の教育実習において専任教員が教育実習先に訪問指導していること。

現在のところ、全ての学生の教育実習先に対し、訪問指導はできていない。東京都公立校(3回の訪問が必要)、指定校地域の地方実習校への訪問指導については、通教教職専任講師と教職キャリアセンター指導講師(以下:教職キャリア講師)が担当している。

訪問ができていない学校については、通教教職専任講師が実習校に電話にて連絡を取り、学生の実習の様子を伺っているが、教育実習講義で個別の指導が必要と判断された学生や、訪問が必要と判断された実習校には訪問を行っている。

また、来年度より、首都圏の神奈川・埼玉・千葉の教育実習校への訪問及び、教職経験者による教職指導講師を新設し、地方の実習校への訪問指導を行うよう準備を進めている。

8. 教職実践演習が「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の担当教員により共同で実施される内容であるかシラバスで確認していること。

現状、「教職に関する科目」の担当教員を中心に運営されているため、今後「教科に関する科目」担当教員が適切に担当できるよう、検討を進める。

9. 教職実践演習において「履修カルテ」を活用し授業を実施していること。

現状、履修カルテの活用は不十分である。なお、今年度から担当教員が WEB システムで、履修カルテの内容を確認できるようになった。今後は履修カルテのコンパクト版をシステムで作成できるよう依頼し、教員が活用しやすい形態とする。

また、より一層効果的に履修カルテを活用するよう、担当教員に検討を依頼する。

10. 中高社会科の教員免許課程において「共通開設科目」を使用していないこと（自学科の専門科目を使用していること）。

自学科の専門科目を用いているが、不足している科目があるので、今後は改善につとめてまいりたい。

領域 3：学生支援

1. 学生の教職指導が適切に実施されていること。

本学には教職キャリアセンター相談室があり、月曜日から金曜日に個別に相談会を実施している。進路相談や教育実習指導、教員採用試験対策などを通教教職専任講師・教職キャリア講師がおこなっており、電話での相談も対応している。

また、教員免許の取得についての履修指導は、教職係職員が電話で対応しているが、現在、学生がパソコンで教員免許取得の判定が可能となるシミュレーターが年度内に完成予定である。

2. 教員養成に係る書籍等（学習指導要領や教科書など）を図書館・教職キャリアセンターに適宜配置していること。

現状、教職キャリアセンター相談室には教育関連書籍・新聞等を配置。図書館には加えて教科書・指導書を配置している。

3. 通教教職専任講師および教職キャリア講師が履修カルテを参照し、教職指導できるように整備されていること。

教職キャリアセンターの専任教員、通教教職専任講師および教職キャリア指導講師などの担当教員が、学生の履修カルテの内容を WEB システムで確認できるよう整備してある。今後は、教職実践演習だけではなく、教育実習事前講義などの場でも履修カルテを活用できるよう、履修カルテのコンパクト版の出

力等の仕組みの準備を進めている。

領域4：成果

1. 教員養成の状況について情報を公表していること。

まずは、4月1日に通信教育部ホームページ内の教員養成のホームページ（以下：教員養成ホームページ）にて教員養成の状況を公表する。公表すべき情報は、

- ①教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること
- ②教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること
- ③教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
- ④卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること
- ⑤卒業生の教員への就職の状況に関すること。
- ⑥教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

①は、大学（通教）・学部・学科の教員養成理念・構想を掲載する。

②は、「教員の養成に関わる組織及び教員の数」は、各学部学科の免許種ごとの専任教員一覧を、「各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目」は、大学ホームページの研究者情報データベースにリンクできるようにする。

③は、「教員の養成に関わる授業科目」は通教で作成している各学部学科・免許種ごとの科目一覧を掲載し、「授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画」は、該当のシラバスにリンクするようにする。

④⑤は、教員養成ホームページに新たに掲載する。

⑥は、教員養成ホームページ内の「充実した教員採用試験サポートシステム」に掲載済み（教職キャリアセンターホームページのリンクも掲載済み）。

2. 卒業生の免許取得状況

過去5年間の免許取得状況（別紙参照）

通信教育部では、入学前の学籍で学士（学位）を取得し、教員免許に必要な科目・単位のみ修得し中途退学する学生も多いため、その情報も参考資料として公開してまいりたい。

3. 卒業生の教員への就職状況

毎年の教員採用試験合格者数を掲載（別紙参照）

通信教育部では、単位修得後に退学、また卒業後の合格者等も多いため、その情報も参考資料として公開してまいりたい。